

<令和8年度>

# 奨学金制度のご案内

— 在学生の応募も歓迎します！ —

助産師・看護師を目指すあなたを応援します



北播磨総合医療センター

KITA-HARIMA MEDICAL CENTER

# 奨学金制度の目的と概要

北播磨総合医療センターでは、看護師を目指して大学や専門学校に進学され、卒業後、当医療センターで看護を提供しようとする学生に、在学中の勉学と生活をサポートし、充実した学生生活を送っていただけるよう奨学金の貸与制度を設けています。

## 1 対象となる方

- 保健師助産師看護師法に規定する大学、学校、助産師養成所又は看護師養成所（以下「看護大学等」という。）に在学している者で、助産師又は看護師（以下「看護師等」という。）の免許を取得後、直ちに看護師等として当医療センターに勤務する意思のある者  
※ 当医療センターは関西国際大学が実施している「北播磨総合医療センター奨学金制度」に別途支援を行っているため、関西国際大学の学生は対象外になります。関西国際大学が実施する同制度につきましては、直接大学にお問い合わせください。
- 学校教育法に基づく大学院（看護分野に限る。以下「看護系大学院」という。）に在学している者で、看護師等の免許を所有し、大学院を卒業後、直ちに看護師等として当医療センターに勤務する意思のある者  
＜いずれの場合も、修学年限の途中からでも貸与します。＞

## 2 貸与額及び方法

### (1) 貸与額

- ・月額3万円から5万円の範囲内で、本人の希望により1万円単位で貸与額を選択
- ・看護大学等における最終学年の在学者及び看護系大学院の在学者は、月額3万円から7万円の範囲内で、本人の希望により1万円単位で貸与額を選択

### (2) 貸与方法

貸与の決定を受けた者の指定する金融機関の口座に、次のとおり振り込みます。

対象となる奨学金	振込日
4月から 6月分	4月30日
7月から 9月分	7月31日
10月から 12月分	10月31日
1月から 3月分	1月31日

※ 振込日が土、日、祝日となる場合は、直前の平日となります。

※ 新たに貸与の決定を受けた者の4月から6月分奨学金の初回振込日は、別に指定します。

## 3 貸与期間

貸与の開始月から、看護大学等又は看護系大学院の正規の修学年限の範囲内です。

## 4 募集人数

5名程度

## 5 申請受付期間

令和8年4月6日（月）から令和8年4月27日（月）まで（申請書類必着）

## 6 貸与の決定

申請書類の審査と面接等の選考試験により、奨学金の貸与の可否を決定します。

※この可否の決定は、6月以降に実施する職員採用試験の受験を妨げるものではありません。また、奨学金の貸与の決定を受けている者であっても、当医療センターの職員に採用することを決定しているものではありません。したがって、最終学年時には、当医療センターの職員採用試験を受験する必要がありますのでご注意ください。

面接の選考試験は、次のとおりを予定しています。

＜実施日＞ 令和8年5月10日（日）

※ 時間等の詳細については、受付期間終了後に連絡します。

＜場所＞ 北播磨総合医療センター 2階会議室

＜決定時期＞ 6月中旬

## 7 申請方法

奨学金の貸与希望者は、次の方法により申請してください。

### (1) 申請書類

- ① 奨学金貸与申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号） ━━━━━━ ※1枚の様式です。
- ③ 連帯保証人届（様式第3号） ━
- ④ 履歴書（所定の様式）
- ⑤ 在学証明書
- ⑥ 学業成績証明書 新規入学の方は、最終学校（学校教育法による学校）のもの。  
在学中の方は、令和7年度末のもの。

#### ＜連帯保証人の条件等＞

- ① 連帯保証人は、申請者が奨学金貸与の決定を受けた後、奨学金の返還の義務が生じた場合に、申請者と連帯してその債務を負担することとなります。
- ② 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者2人とし、申請者に父又は母がある場合は、2人の連帯保証人のうち1人は、父又は母であってもよいものとします。
- ③ 申請の際は、連帯保証人（2人）の住民票（本籍地の記載があるもの）の添付が必要ですのでご注意ください。

### (2) 提出方法

上記(1)の申請書類を、次の提出先に持参又は郵送してください。

#### ＜提出先＞

北播磨総合医療センター企業団 管理部経営管理課人事係 奨学金担当

〒675-1392 兵庫県小野市市場町926-250

TEL 0794(88)8800 (代)

## 8 貸与の取消し

奨学金の貸与の決定を受けた者（以下「貸与者」という。）が、看護大学等又は看護系大学院を退学した場合、学業成績が著しく不良な場合や看護師等免許を取得する見込みがない場合は、奨学金の貸与を取り消します。

## 9 貸与の停止

貸与者が、看護大学等又は看護系大学院を休学し、又は停学となった場合や貸与の継続に必要な提出書類を提出しない場合は、奨学金の貸与を停止します。

## 10 奨学金の返還

貸与者が、次の(1)から(4)のいずれかに該当するに至った場合は、貸与を受けた奨学金を3月以内に一括返済しなければなりません。

- (1) 奨学金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 返済債務の猶予を受けることができなくなったとき。
- (3) 看護師等免許を取得後、直ちに当医療センターの職員として勤務しないとき。
- (4) 看護系大学院を卒業後、直ちに当医療センターの職員として勤務しないとき。

## 11 奨学金の返還猶予

貸与者が、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、一定の期間、奨学金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の履行が猶予されます。

- (1) 看護大学等を卒業後、看護師等免許を取得できなかつた場合
- (2) 返還債務を履行すべき貸与者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還債務を履行することが困難な場合
- (3) 当医療センターの職員として勤務した場合

## 12 奨学金の返還免除

看護大学等及び看護系大学院を卒業後、直ちに当医療センターの看護師等として一定期間勤務した場合は、返還債務の一部又は全部を免除します。ただし、休暇等の種類に関わらず、月10日以上または2月にまたがつて連続10日以上勤務しない日がある月及び育児短時間勤務期間等は、当方の換算により勤務期間から除きます。詳しくは、『北播磨総合医療センター企業団奨学金貸与条例施行規程』をご確認ください。

返還債務の免除は、次のとおりとなっています。

返還免除（全額）に 必要な勤務期間	左記の勤務期間を満たさずに退職した場合	
	勤務期間	返還額
5年	3年未満	全額
	3年以上4年未満	貸与額の2/3
	4年以上5年未満	貸与額の1/3

※ 返還免除に必要な勤務期間を満たさずに退職した場合は、貸与奨学金の総額から勤務期間に応じた返還免除額を控除した額を一括で返還していただきます。

### 13 延滞利息

貸与者は、正当な理由がなく貸与奨学金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6%の割合で計算した延滞利息を支払っていただきます。

### 14 その他

当該奨学金制度については、『北播磨総合医療センター企業団奨学金貸与条例』及び『北播磨総合医療センター企業団奨学金貸与条例施行規程』によります。

『北播磨総合医療センター企業団奨学金貸与条例』及び『北播磨総合医療センター企業団奨学金貸与条例施行規程』を必ずお読みいただき、内容をご理解のうえで申請してください。  
※関係条例・規程は、ホームページでご覧いただけます。

## 看護部からのメッセージ

出会いがある、感動がある。  
あなたの看護への夢、大切に育てます。

看護に求められるのは、  
患者さんに寄りそう優しい心。  
質の高い看護はいつも、  
看護師の看護への熱い思いから生まれます。  
「マグネットホスピタル」をテーマにした  
北播磨総合医療センターは  
34の診療科が集う、開かれた医療ステージ。  
患者さんとの出逢いや、  
高い技術を持つ看護師との出逢いを重ねながら  
信頼関係を築き、キャリアアップしていくける  
環境が整えられています。  
理想を追い求める心を支えて、  
それぞれのキャリアを  
大切に見守っていきたい。  
「信頼と感動の看護」への夢を、  
私たちと一緒に  
育てていきましょう



病院概要

診療科目 34科

## 内科系診療科（18科）

総合内科、老年内科、糖尿病・内分泌内科、循環器内科、  
呼吸器内科、消化器内科、血液・腫瘍内科、腎臓内科、  
脳神経内科、リウマチ・膠原病内科、ペインクリニック内科、  
緩和ケア内科、リハビリテーション科、放射線診断科、  
放射線治療科、小児科、皮膚科、精神神経科

## 放射線治療科、小兒科、 外科系診療科（16科）

外科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、心臓血管外科、  
整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸部外科、泌尿器科、  
産婦人科、形成外科、麻酔科、病理診断科、救急科、歯科口腔外科

病床数 一般病房450床

(うちICU10床、HCU20床、SCU6床、救急10床、緩和ケア20床、人間ドック5床)

手術室 9室（うちハイブリット手術室1室）

所在地



お問い合わせ先

北播磨総合医療センター 管理部経営管理課人事係（奨学金担当）

元675-1392 岳廬県小野市市場町 926-250

TEL 0794-88-8800（代） FAX 0794-62-9931

URL <https://www.kitaharj-mc.jp/kangobu/1276/11786.html>

※申請書類は、ホームページからダウンロードできます。

※関係条例・規程は、ホームページでご覧いただけます。